国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

大貳并甲州信州等相廻し地
利地名之外惣して要害等も
見分致方等を申哉ニ難計之節
都ゟ堂上方を誘引参り武家を誹り
不埒之事共申し候儀而已外如何
事共申出し候儀も有之候得ハ処
取方とも不届至極ニ付
者し由ニ候ハ、極武免於依上抔語
申候ハ、兵部申し抔し申通り大貳ハ

出會候者并右外之評定ニ候
之儀ニ付御構無之
亥八月

明和四丁亥年八月廿一日

織田美濃守家来
田中伝役
病死 前田伊右衛門

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

先手弓筒鐵炮相勤候節者役ニ付者共
組ハ大縄ニ而名目ニ而助勤候時取扱通達
候様可致事大縄ニ致し取次候様ニ而時
味之儀も川合之上わき之臣細
之通遣候味不ニ而候與力ヘ申渡
之ニ而遣ニ而組せ之通可致申付
之得及候由も通達候味ハ処
大縄手ニ而も取次相成候様可申
大縄ニ而も細かいは申中之上源

右御申渡落主役之含
亥八月

明和四丁亥年閏九月十七日
同先手
細井金右衛門
名代
福王忠左衛門

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

清水中納言殿　御領分甚右衛門
御伺之
右之趣相心得候、信濃守殿被相達候
並年寄・庄屋へ可申渡候、信濃守殿被申
候通、伊賀河野吉十郎様江
三ヶ所相触候
亥九月十六日

明和四丁亥年九月十六日
細井金右衛門組与力
高田久之丞
亥六拾四
寺社掛代
藤谷藤三郎
京橋三丁目深助店仕候を
右ニ付相願候処相伺様
被仰付候と存候、下男等之儀付申候

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

住ル

口入組合之並悴

富田久米三郎

亥拾九

次男

富田亀之助

亥拾六

依父之科中追放申渡之

元右乃重

源助

亥四十七

右掛東南者共所持非人手下

欠落之者之儀不埒ニ付右両

之儀並ニ付格別之儀ヲ以御憐愍

非人江申渡之儀申渡ス

非人頭善七手下

小屋頭

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明和六己丑年十月晦日

松平阿波守

政事之儀不宜ニ付家中国民
共困窮致候ニ而御沙汰候養子之事ニ
も以之外之養方ニ對茂不埒成儀
思召候ニ付隠居被　仰付候

阿波守嫡子

蜂須賀千松丸

松平阿波守政事之儀不宜ニ付
家中並民共及難儀候ニ付沙汰
養子之事ニも以之外之致方
對方不埒成儀
思召候ニ付隠居被　仰付候家督
之儀者其方遠慮ニ方被下候
於白書院縁頬秋元摂津守
小笠原源正少弼ニ右近将監申
渡之若年寄列座　老中ニ取扱

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

相成並ニ致し候者何れにも付
父子兄弟ニ相届候者ハ吉凶とも近将
監達し
　　但前文之趣
明和六己丑年十月御書付
一　松平河内守江別紙之御渡ニ付
一　重評議ニ自分名前承合し
書し候達

御触書札別紙又相存候
付帰路之々ニ付用捨可有之処之
寄合之者共勤役加納候ニ而直参
陳言をも旨田ニし都合一旦ニし然
候ふも以明如き直ニ得重之不便
思召ニ付右者共是迄者不心得ニ
寄合之会合候後之年季之事
一　右之者共相法暦等之相掌之
難渋引を候し　詳者家中数多

一　為遂捨死候事

一　阿波之鳴渡より庭前之泉水
ニ水を求、諸民甚及困窮候事

一　鳴渡之岸ニ而渡之もの共申
付之渡船を取下させ不通し
命之を捕之来ル之如き候者ハ死罪
ニ申付候事

一　平元之座同火燵之座ニ伽羅之
未被用候事

　　御好様ニまんごしを用候事

一　高取多く集会せしめ候其程難見
身ハ不断其病し之為ニ之其人を讃
代し諸士候衰候事

加之外不附し富貴成は達
即聴不遑計ニ候九以家中助御
寛免之儀有之候
修補急ニ被成其上情ハ不及生候

　　十月二十日

　　　　　松平右京大夫

安政元寅年五月

水戸前中納言殿より向之御附
永々隠居住居ニ成候ニ付差扣罷
在候向ニ例之通了承居候由
御本丸長坂忠四郎ニ承居候処
尤之通中哉
同住居源差扣之儀不相見候得
差扣伺中候ニ中伺定之甘

仍之候先達而伺之通相違も中上候事故
同住之方可致由中越候ニ付同所左様
中上候住居之ニ成

安政元寅年十月廿日

東叡山凌雲院学頭王院住居之

一件

中済之上候

東叡山学頭
凌雲院大僧正

義傾

一 寺方事

宗上寺院宮門跡并ニ寺社之
学侶之職之事於是ニ世々世之ま
可事正道正理を以補佐可申
上謂非曲ヲ乱方不住之義ニ而

一 道事手一宗学問ハ衰微ニ及ニ
方可住器ノ乱シ身分も乱ルを知乱
ニ相成ヲ住シ此自己ノ利潤而已
を知ルとも事ヲ能住職等も能是
私之情ヲ先とし進退之於抱おゐ
てハ併合同之道理衰廃ニ及ブ大
之官禄ヲ取職分住可ル者ハ可助
尸位素餐之者也ニハ

一 宗上寺院宮并之衆之之儀も万
事

一 雖為寺院上之出住十三年ヲ経而知之
許処令ヲ除之儀裁許之儀もあり

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

安永三甲年年三月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

但修理大夫ゟ代土方宇源太
江下渡し内膳方ゟ差出し請取申候
右添沙汰書付相渡し

十二月四日

天明三癸卯年十二月四日

西丸若年寄四番

中川修理大夫家来

久保半之丞

小野室島

加治清之丞

鹿田新

江戸番

九郎兵衛

御書院

諏訪

服部平九兵衛

小泉水新左衛門

長谷川左衛門

中沢三郎之丞

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寺社入寺中江
於吟味仕候処書面之通被仰付候
辰三月廿六日　大屋喜之助
曲淵甲斐守
山川下総守
於是松平周防守殿江上ル控
天明四甲辰年四月三日
評定一所多七付掛

一　大屋喜之助曲淵甲斐守山川下総守
立会喜之助申渡之但相中若葉山
伊右衛門山下沢右衛門承り候也
佐野善左衛門
去ル方役去月廿四日於
殿中田沼山城守江手疵為負乱
心之上於下知手疵為求果候付
切腹被　仰付候也

天的四甲辰年四月七日

英芸こと

大田

山吉右門殿

去ル廿四日於

関中新法事御執

田沢山城ニて病死

平生之実意感入

御親戚之御方

御加増之御事

乍世去ニ付御供

天明四甲辰年四月七日

為弔詞

酒井石見守

同断

酒井右京亮

同断

土井大炊頭

同断

本多中務大輔

同断

松平周防守

同断

松平右近将監

同断

松平伊豆守

同断

松平和泉守

同断

松平越中守

同断

松平定信

同断

松平武元

同断

松平康福

同断

松平康任

同断

松平康定

同断

松平乗完

同断

松平乗邑

同断

松平乗祐

同断

松平乗寿

同断

松平乗紀

同断

松平乗尹

同断

松平乗賢

同断

松平乗真

同断

松平乗羨

同断

松平乗保

同断

松平乗春

同断

松平乗蘊

同断

松平乗薗

同断

松平乗友

同断

松平乗謨

同断

松平乗全

同断

松平乗久

同断

松平乗高

同断

松平乗佑

同断

松平乗尭

同断

松平乗承

同断

松平乗秩

同断

松平乗明

同断

松平乗完

同断

松平乗邑

同断

松平乗祐

同断

松平乗寿

同断

松平乗紀

同断

松平乗尹

同断

松平乗賢

同断

松平乗真

同断

松平乗羨

同断

松平乗保

同断

松平乗春

同断

松平乗蘊

同断

松平乗薗

同断

松平乗友

同断

松平乗謨

同断

松平乗全

同断

松平乗久

同断

松平乗高

同断

松平乗佑

同断

松平乗尭

同断

松平乗承

同断

松平乗秩

同断

松平乗明

同断

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

天明四甲辰年四月七日

柳生主膳正

天明四甲辰年四月廿日

思召ニ付　御付方も可有之処相
手附ニ而も組留メニ而御穿鑿之上押ニ
有候得共此度之儀ハ不及候以後入念
可相勤旨可被申渡候

松平掛役請取添

出羽守扱ニ而相糺候處御

平後右衛門　御付候

天明四甲辰年四月七日

御目付

井上図書殿

同

安藤又右衛門

末吉善右衛門

去月廿四日若年寄退出之節新

御番佐野善左衛門儀乱心田沼

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

取立候事ニ候ハヽ夫々取計方も有之
間敷候
思召候得共、格別之儀ニ付是迄之振合ニ候ハヽ
格別之訳を以取扱之儀御沙汰之趣
事ニ候得は、不及其儀旨被
仰付候

天明四甲辰年四月七日

小普請支配
村上甲斐守
新番頭
堀田能登守

去月廿四日新番佐野善左衛門
乱心いたし田沼山城守江手疵為
負候節、未何之申合も無之
差当候事ニ候得共、左様之節取計方も
有之間敷候

思召候ニ付此段申達候様且御沙汰之旨
加納遠江守殿被申聞候ニ付同人へ談
御渡之上相伺候処右
被成候段御達候

天明四甲辰年四月七日

能登守

堀川相模守殿

万年六三郎

牧田五郎左衛門

田沢伝右衛門

白井主税

去月廿四日若年寄退出之上戸川
新八郎御渡被成候趣相尋候処田
沼山城守え手を疵為負候節其
方共当番之所へ及早く其場ニ者不懸
延ニ付其節ゟ留メ不申及延引候
若年寄衆御用之儀申上置候ニ付

天保四甲辰年四月七日

表坊主詰所

表坊主

田中順哲

表坊主

白石圓哲

池田泉覺

中村順良
伊藤道祐

去月廿四日若年寄退出之節
新番佐野善左衛門乱心いたし
田沼山城守に手疵為負候節
押し者共様し間敷頻ニ致出
候処申合迄療治いたし候ニ付
何之存候得共先達而御由ニ
其儀にも不及療治いたし候様ニ

候て隣之様子見届ケ療治ニ可
罷出処其存寄も有之候ハ

天明四甲辰年四月廿二日
柳生主膳正殿口達
今度佐野善左衛門乱心いたし
不法之儀及候ニ付其後御役方
当番之常番衆様子承候ハ様子者之
心得にて早速罷出此参合候一

天明七丁未年十月三日

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

天明七丁未年十二月廿日

申渡之覚

御目見以下之所

土山宗次郎

其方儀身持不埒之上遊女た
る種を買揚剰深身請致し
妾ニ召仕且先年娘病死し
節ニ偽を不残内ニてに卸年ニ

娘貰請妾ニ仕前々不届之
る親類書ニ娘与人ニて書出し
並其上ニ御組頭取計候所
去年二月不届之儀有之御城清宗
ゟ買上ニ而彼地ニ取成之候事
買上ケ内ニ七月買集め被為遊文
ゟ買上ケ候河野彦五郎武州
白幡村ニ而差置候而申談記
御公儀ニ深存候外之人ニ相請

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

お伴と申人娘ちよ儀も卯年
ニ郎病死ニ付家親類共ニ娘連
レ書載有之ニ付而連出
奔ニ付候ニ而而相親類とも
申候ニ付外ニ子供ニ而上ハ親
類ともも内證者御ニ而申候処
宗四郎娘壱人召連松井重
本ニ差出ニ付思出ニ付本遣
ニ候申之ニ付候ニ付而ニ付

候而押込置候様申付候也
右之趣評定所ニ大目付牧野
大隅守申渡町奉行山村信濃守
御目付井上助之進立会

天明八戊申年

小堀和泉

申渡之覚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

寛文七年未六月之頃より
御建立被成町人方ニ而致し出職
飯悪しきを直し候而甚以職
之印一旦し召放候而不宜し
或ハ諸事文術見候得ハ後段ニ付
相聞へ由小西と門当人ニ而
也稽古ニ出入をも致候而処居方
日後可申も存候明敷しう故
しかる人有之ニ付御頼有之候

拠御儀を一旦ニて相済
ニ而宜候儀も宜しく不将し
御用思召ニ候ニ而飯地ニ付
右上大久保加賀守殿承り候ニ而
相伺候ニ而有之也
小堀和泉守殿ニ而御節々相免
其方ニ而来年ハ先ニ而者宜
其御遣ひ御儀ハ不存存ニ而三ケ
年々召寄方被成候也飢渇後

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

右

六月

寛政元酉年閏六月

後藤縫殿助より差出候一件

後藤縫殿助儀去ル未年ゟ當ル上納

可被仰付筈之處冥加金差出ニ付今年上

納方御免之儀相伺候處去申年之

之候處延引相成候ニ付去未年迄上

納可致旨申渡候処元来右前

借金之儀も去ル未年より拝借人元〆ゟ差

借并出候ニ付右之分申上候ニ付而已も

も御城内御地大火ニ付拝借人元〆ゟ

類焼之節ゟ入用ニ付諸道具

等焼失物類拂之候ニ付借用金

右之節ゟ都合手元ニ而相拂候

事ニ付冥加金差出候分金上納

方難儀ニ付當年延納

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

当度延し候ニ付而御直衲方相
窺可申候
御祈服之義者是迄之通萬端
御附ニ外目録　御陳服之節
其外目録館ニ而は
御付御家老衆ニ而者御沙汰
御申聞候而御論談向被上被仰付
可先之相対之事ニ而候是迄之
之通可為御手筈候御沙汰ニ

右之趣可被申渡候

寛政二庚戌年二月十日

高家并西丸奏者番以上
西丸一役之人数其外并一同
並居丹波守殿御出座青山大膳亮
同席丹波守殿被申渡之
中奥小姓大久保筑前守去ル二日
御人数連ニ付可致御免之節

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

留守居寄会相止候ハヽ新役中之
儀ニ付
御意有之是非可致出席候様之
被仰渡之事ニ候之旨
相達　御請仕候
於松平和泉守殿宅留守人
承候御請之大目付松浦越前守
登城

寛政二庚戌年七月十二日

蓮光院殿御年忌

玉澤

二丸御代参津田内匠又
子供用之儀又不参ニ付真寺ニ
有之寄寺相伺候処以遠
之由ニ付一統恭敬之如くニ候段
を新規ニ取扱ヤ受取如意之
不調法之事ニ候ハヽ急度可致

御附ニても
御宥免在之候ハヽ　蓮光院此節
寄御免此間被附候ニ付
御附弟相成候者共ニ
蓮光院様ニ者病中之儀勤別ニ付
其上ニ者格別之訳を以取計
以拔擢方之御沙汰
蓮光院様　是日通り可被申付
右之通御附ニ候

寛政二庚戌年八月三日

　　　　　　　　御普請役
　　　　　　　　　青嶋俊蔵

其方儀御用ニ付松前表江
罷越候節下人上下之者松前志摩守
家来共江対し何様相頼候ニ付蝦夷地
勤方之儀ニ付被申付候不埒
前之段之儀并遂聞ニ付心得違之趣ニ而

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 寺院住持之者ニ而 御役儀ニ而も
只今迄之通ニ而差置候様ニ
相心得宝暦四戌年相願候ニ付
近年之儀追々ニ申立候ニ付
候文申上候ニ付書付ヲ以申上候

寛政三亥年十二月廿七日

田沼龍助

名代
田沼鉄之丞

借宅之儀場所ニ寄候而者難成
旨之段
御沙汰有之候得共近来寺方借宅之
場所も有之間敷事ニ而者
時分端々相成候ニ付右之御役之
始末ニ候処近来之事ニ付此段之
文言申聞候ニ付
於是ニ去ル十四日松平伊豆守殿於
御宅御用人を以被仰渡候大目付松浦

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

御目通ニ而被申渡　御附札

酒井左衛門尉

名代酒井因幡守

其方末家酒井大学儀先年

嫡子ニ相成候節其方ニ相談之

候ニ付其後酒井修理大夫ニ而

組を以同姓之者之処去嫡子ニ相

し節之儀ニ不届ニ而助も至らし

此儀ニも修理大夫ニも大学殿道

親ニ而も上御目通之節も御座候を

其上ニ而睦敷有之候而取計候

修理大夫山城守死去以来

大学殿ニ相疎遠ニ相成候

故修理大夫儀も隔意有之候

処被致候子ヶ談し候ニ付而も

嫡類を以申し申立也誘以之し

以後ニ而実ハ相成其方も不行届

事ニ候依之

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用